

「もしかして虐待…？」と迷った時に 西東京市要保護児童 支援ネットワーク対応の手引き

『幼稚園・保育園・学校・学童クラブ用』



児童虐待に関する通告・相談先

平日の場合

西東京市子ども家庭支援センターのどか

☎ 042-439-0081 *月曜日～土曜日 午前9時～午後4時

東京都小平児童相談所

☎ 042-467-3711 *月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

夜間・休日の緊急時

東京都児童相談センター

☎ 03-5937-2330

危険で一刻を争う場合

警 察

☎ 110



西東京市

通告について

通告とは……

「通告」とは、児童虐待(以下「虐待という」)を発見した人が西東京市子ども家庭支援センターや児童相談所に連絡することです。

「通告」していいかの判断に迷う時は、「虐待かどうかの判断に迷う」、「どう対応してよいかわからぬ」といった「相談」をしてください。

通告することが大切です。

虐待の対応は、その通告から始まります。学校、幼稚園、保育園、学童クラブ等は子どもと日常的に接するため、より発見の機会が多いと思います。「通告がなければ、虐待を見過ごしてしまい、適切な対応ができない」という意識をもち、ためらわずに通告してください。

学校・幼稚園・保育園・学童クラブ等の関係者には、虐待の早期発見に努める義務があります。

子どもと密接にかかわりをもつ施設の職員は、虐待を発見しやすい立場にあります。そのことを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない、と児童虐待の防止等に関する法律(第5条)でも定められています。

通告には「虐待」の証明は必要ありません。

通告者が虐待を証明する必要はありません。通告する際に、虐待が疑われる理由(状況)を伝えるだけで十分です。虐待かどうかの判断は、子ども家庭支援センターや児童相談所が行います。

しつけと虐待の境界について。

しつけか虐待かという区別にこだわるよりも、子どもの側に立ってみることが大切です。保護者がいくらしつけのつもりで一生懸命であり、かつ、その子どもをかわいいと思っていても結果的に、子どもにとって有害な行為であれば虐待と判断するように視点を変える必要があります。

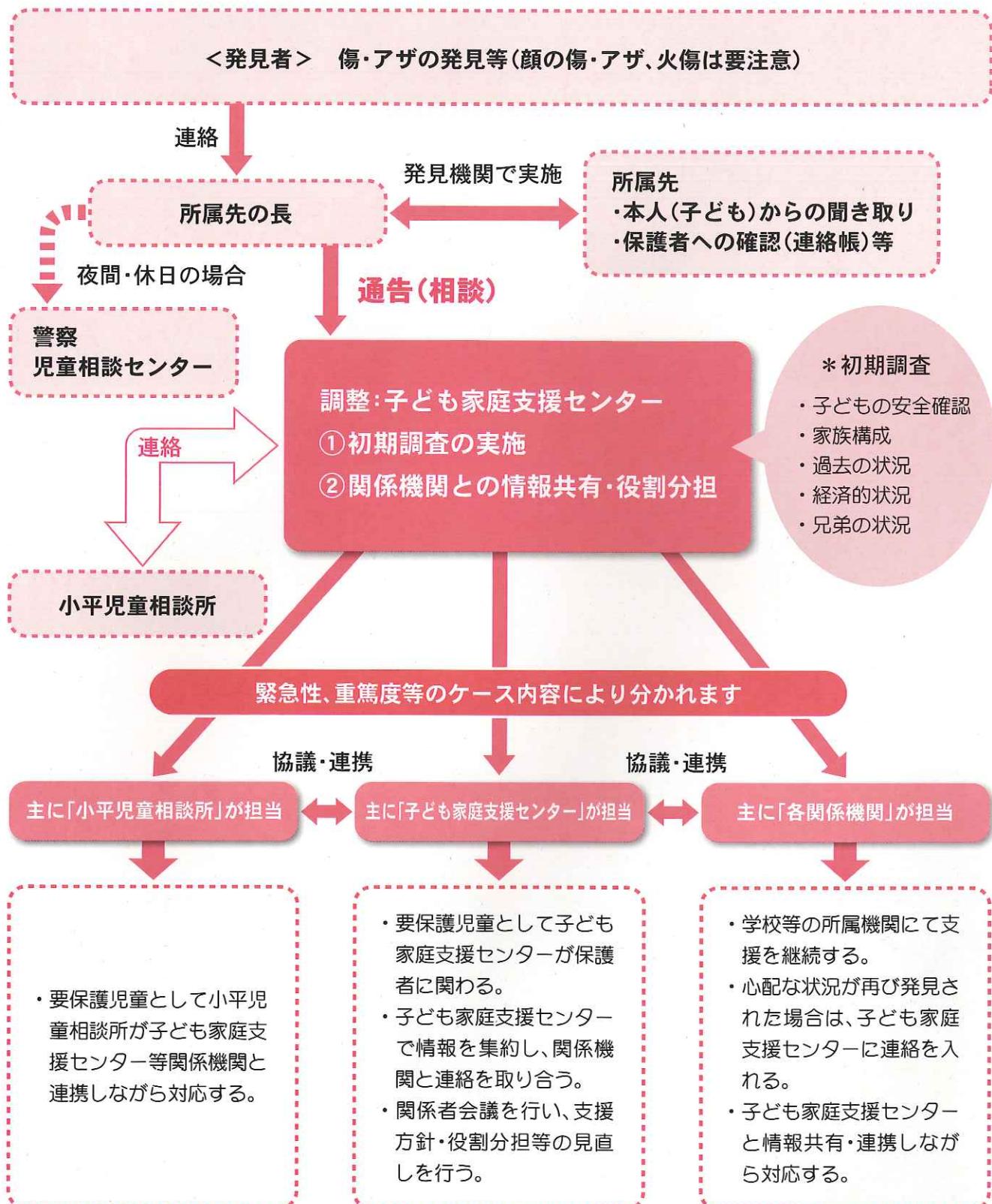
早期発見のためにチェックリストを活用してください。

東京都教育委員会から発行されている『児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト』を活用してください。(チェックリストはリーフレットにはさんであります)

また、インターネットで次のアドレスに掲載されています。

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr100511.htm>

通告後の流れ



※必要な情報は「西東京市要保護児童対策地域協議会」等で関係機関と共有し、協力して支援するとともに、緊急時に備えます。関係機関には法律で守秘義務が課せられています。

※これは一事例です。他の虐待(疑い)のときでも、通告(連絡)があれば子ども家庭支援センターで対応します。

※緊急等で所属長が連絡できない場合は発見者が直接子ども家庭支援センターへ連絡してください。

支援・対応について

“要保護児童”とは……

要保護児童とは、保護者のいない児童や保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことです。要保護児童を発見した旨の通告があった場合、子ども家庭支援センターは「西東京市要保護児童対策地域協議会」の“ケース検討会議”等を開催し必要な情報を関係機関と共有し、協力して支援するとともに緊急時に備えます。関係機関には法律で守秘義務が課せられます。

兄弟姉妹がいる場合は、家庭内の全ての子どもが要保護児童対象となります。

ある時点で一人の子どもにしか虐待の矛先が向いていないとしても、虐待が発生する背景にある問題が解決されない限り、他の子どもに向かう可能性が高いと言われています。

そのため、家庭内の全ての子どもを西東京市要保護児童として、必要な情報を関係機関と共有して見守りをしていきます。

組織で対応することが大切です。

学校等の所属機関で虐待などが発見された場合、対応は組織単位で行います。担任だけでの対応は避けましょう。傷・アザ等の確認は複数の職員で行い、子どもに対応する職員と親に対応する職員のように役割分担をします。複数の目で確認し、複数の視点でより多くの情報を得る必要があるためです。

通告も組織として行なうことが望ましいのですが、状況によっては個人としての通告も可能です。その場合は通告者の秘密は守られます。

関係機関で役割分担をして支援をします。

通告を受理した後は、ケース検討会議を通じて関係機関で支援方針と役割分担を決めます。教職員の方には、学校生活の中で子どもおよび保護者に対しての支援・関わりをお願いしています。

子ども家庭支援センターは児童虐待対応の専門機関ですが、子どもと家庭における全ての場面で支援を提供することが困難な場合もあるので、それぞれの機関のご協力をお願いします。

関係機関が連携しながら、それぞれの場面で支援・関わりをもつことが、切れ目のない支援につながります。

保護者との信頼関係について。

通告者は特定されないよう守られますが、通告者を隠しても、学校等は保護者の推測により「通告された」と責められることもあります。そのため、関わりの早い段階で「学校には連絡(通告)する義務があり、連絡(通告)せざるを得ない」、「学校も心配しているので、子ども家庭支援センターに連絡(通告)しました。」と説明することが必要になることがあります。学校等が保護者にどのように伝えるか、子ども家庭支援センターあるいは児童相談所と十分に検討しケースバイケースで対応します。

又、虐待をしている保護者から話を聞くときには、「子どもにこのような気持ちを持つてしまう理由はなぜだろうか」と、保護者の心に耳を傾けて話し合うことが大切です。この姿勢が結果的に保護者との信頼関係を築くことにつながります。

対応の一例 ① 身体的虐待

状況：児童の顔にアザがあるのを見つけた。

① 担任等、現場での対応

- ・子どもにアザの理由を確認
- ・保護者にアザの理由を確認

② 学校(園)等で相談・支援体制を整える。

- ・所属先の長に報告し、組織内で情報収集、対応方法、通告・相談の必要性等を協議する。
- ・時系列で記録を取る。

ポイント

- 子どもから得た情報をそのまま保護者に問い合わせないでください。子どもと保護者の話しに相違がないか聞きましょう。

- 時間を空けずに迅速な連絡が大切です。

③ 通告(子ども家庭支援センターに連絡。教育委員会にも報告する。)

子ども家庭支援センターによる調査(要保護児童対策地域協議会等のネットワークを通じての情報)

④ ケース検討会議への参加

リスクを共有し、緊急性の判定 各機関の役割分担 見守り体制 を子ども家庭支援センターや関係機関と検討する。

I 小平児童相談所・警察による介入

例 ●重症の傷・アザ、生命の危険がある場合

- 一時保護、立ち入り調査等強制介入に当たり、事前のケース検討会議で確認した役割・対応をする。
- IIやIIIの対応で改善がない場合は、情報の集約・連絡調整は小平児童相談所が行う。

II 子ども家庭支援センターが直接保護者に関わる

例 ●不審な傷・アザを繰り返す
●家庭内に子どもを守る人がいない

- 事前のケース検討会議で確認した役割・対応をする。
- 学校(園)の対応と並行し、子ども家庭支援センターも保護者への相談・対応を行う。情報の集約・連絡調整も行う。

III 学校(園)と子ども家庭支援センターで連携して対応

例 ●傷・アザの程度が軽く、単発
●保護者が相談に意欲的など

- アザの観察と記録(写真・絵)をする。
- 子どもの家の生活・親との関係を継続的に聞く。
- 保護者と相談を継続する。
- 関係機関等と連携する。
- 保護者・子どもとの直接の関わりは学校(園)が行う。
- 子ども家庭支援センターは情報の集約及び、関係機関との連絡調整を行う。

再度リスクがあつた場合・状況が変わった場合

対応の一例(学校編) ② 安否確認が取れない

状況:保護者からの連絡が無く学校を欠席し、子どもの安否が確認できない状態である。

①担任等、現場での対応

- ・保護者に連絡し、状況を確認する。
- ・子どもと直接話し状況を確認する(電話・訪問)

↓ 安否確認できず

②組織(学校)等で相談・支援体制を整える。

- ・管理職等に報告し、組織内で情報収集(親族に確認をとるなど)、対応方法、通告・相談の必要性等を協議する。
- ・時系列で記録を取る。

↓ 安否確認できず

③通告(子ども家庭支援センターに連絡。教育委員会にも報告する。)

子ども家庭支援センター・教育委員会で調査及び情報の整理

④ケース検討会議への参加

リスクを共有し、緊急性の判定、各機関の役割分担、見守り体制を子ども家庭支援センターと関係機関と検討する。

I 小平児童相談所・警察による介入

例 ● 疾病があるのに受診させていない

- 一時保護、立ち入り調査等強制介入に当たり、事前のケース検討会議で確認した役割・対応をする。
- II や III の対応で改善がない場合は、情報の集約・連絡調整は小平児童相談所が行う。

II 子ども家庭支援センターが直接保護者に関わる

例 ● 保護者が連絡を拒否している。
● 訪問・電話をしても反応がない。

- 事前のケース検討会議で確認した役割・対応をする。
- 子ども家庭支援センターが家庭訪問等で子どもの安否確認を行う。
- 学校及び教育委員会で保護者、子どもと登校方法等について話し合う。
- 引き続き子ども家庭支援センターで情報の集約・関係機関との連絡調整を行う。

III 学校(園)と子ども家庭支援センターで連携して対応

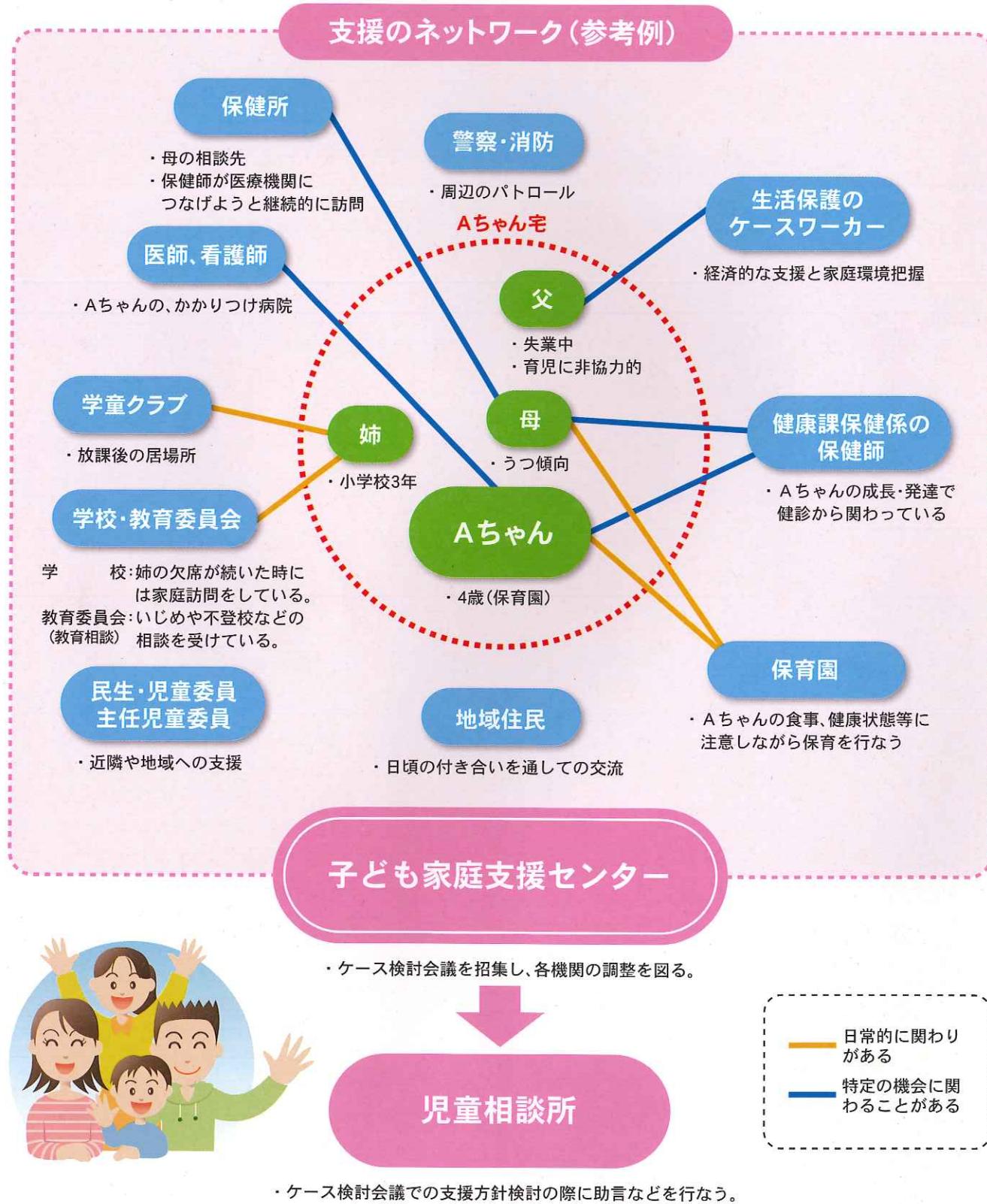
例 ● 家庭の事情を把握している。

- 出席状況、連絡状況とその反応等について記録する。
- 電話、家庭訪問を実施する。
- 安否確認ができない場合は「学校及び教育委員会から欠席等の状況に関して子ども家庭支援センターに情報が行きます」という内容の手紙を出す。
- 保護者、子どもとの直接の関わりは学校が行う。
- 子ども家庭支援センターは情報の集約及び関係機関との連絡調整を行う。

再度リスクがあつた場合・状況が変わった場合

支援を必要とする家族への「支援のネットワーク」関係図（例）

Aちゃんは4歳で、父・母・姉（小学校3年）の生活保護を受けている4人家族です。父は失業中で育児に非協力的で、母はうつ傾向があり何もやる気がなくなってしまうことがあります。Aちゃんの成長・発達に問題があるのは養育環境ではないかとの共通認識のもとに、関係機関がそれぞれの立場からこの家族を支援しています。子ども家庭支援センターは関係機関をケース検討会議に招集し、情報共有、緊急時への備え、状況に変化があった際の情報の集約及び関係機関への連絡、などの役割を担っています。



傷・アザを発見した時の保護者への対応について

保護者も子育てに悩んでおり、実は相談したかったという場合も多くあります。子どもだけではなく保護者も救うために、保護者の訴え・気持ちを聞くことは親子支援の一歩になります。保護者に連絡し、できるだけ直接顔を合わせて状況を確認してください。保護者の苦労に共感しつつ、どんな事情があったとしても子どもに苦痛を与える行為はいけないことを説明する必要があります。

話をするときに、子どもから得た情報を、保護者に「あ子さんが…と言っていたけれど」などとそのまま問いかけるのは避けましょう。取り繕ったり、子どもに口止めを強要することが考えられるからです。非難や批判はせず「お子さんに傷・アザがありましたか」「心当たりはありますか」「最近元気がないのですが何がありましたか」など、柔らかい口調で保護者から子どもの様子を聴きます。

話を聞いたら、虐待発見記録用紙(別紙参照)を活用し、子どもと保護者の説明を照らし合わせます。内容が明らかに異なる場合や、傷やアザなどが重大な場合はすみやかに子ども家庭支援センターに通告をします。そのことにより保護者から幼稚園や学校に強い反発が向けられた場合は、「虐待が疑われるときは、子ども家庭支援センターや児童相談所に通告しなくてはならないことが法律で定められています」と毅然とした態度で保護者に伝えることが必要です。



<参考資料>

- ・厚生労働省児童家庭局「子ども虐待対応の手引き」平成21年3月31日改訂版
- ・東京都教育委員会「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」平成22年5月11日

西東京市要保護児童支援ネットワーク対応の手引き－幼稚園・保育園・学校・学童クラブ用－

発行日：平成25年3月発行

発行：西東京市

編集：西東京市要保護児童対策地域協議会 虐待防止マニュアル作成専門部会

事務局：西東京市 子育て支援部 子ども家庭支援センター 相談係

(西東京市住吉町6-15-6 TEL.042-425-3303)